

日本中國學會報 第七十二集
二〇二〇年十月十日 發行 拔刷

西尾市岩瀨文庫藏五山版『山谷詩集注』書入れについて

—— 黃山谷詩漢文抄との關わりから

大島繪莉香

西尾市岩瀬文庫藏五山版『山谷詩集注』書入れについて

—— 黄山谷詩漢文抄との關わりから

大島繪莉香

はじめに

宋・黃庭堅（一〇四五～一一〇五、號は山谷。以下、山谷と稱す）の詩集『山谷黃先生大全詩註』二十卷と、書名・版式は異なるが、ほぼ同内容の『山谷詩集注』二十卷目録一卷は、本邦の南北朝時代に五山版が開版された。その後、應仁の亂（一四六七～一四七七）前後には山谷詩が流行し、前掲の詩集を底本とした抄物が誕生した。抄物は、解説文である抄文を主に假名文で構成する假名抄、主に漢文で構成する漢文抄に大別される。山谷詩抄物は、中世の山谷詩解釋史の實態を知るための材料である。山谷詩漢文抄は、抄者の生年が早い順に以下の三點が現存する。

- ① 『帳中香』：抄者は、相國寺の萬里集九（一四二八～？）である。成立は、延徳元年（二四八九）頃と推定される。自筆本は現存せず、寫本及び慶長・元和年間の古活字本が多數現存する。底本には、公益財團法人東洋文庫所藏本の寫本を用いた。
- ② 『山谷幻雲抄』：抄者は、建仁寺の月舟壽桂（？～一五三三、別號は幻雲）である。自筆本は現存しないが、林宗二（一四九八～一五八二）

による書寫本が建仁寺兩足院にあり、さらにそれを嘯岳鼎虎（一五二八～一五九九）が書寫したものが山口市の洞春寺にある。底本には兩足院所藏本を用いた。以下、『幻雲抄』と稱す。

- ③ 『山谷詩集注』：抄者は、東福寺の彭叔守仙（一四九〇～一五五五）である。彭叔の自筆本は、市立米澤圖書館の藏書である。所藏先の名稱から、以下、『米澤抄』と稱す。

彭叔の別集『猶如昨夢集』（東福寺善慧院所藏、東京大學史料編纂所に寫眞・謄寫本あり）卷中には「癸未」すなわち大永三年（一五二三）の年記をもつ「跋所鈔黄山谷詩集」がある。それによると、彭叔は、永正十一年（一五一四）から大永三年にかけての十年間の自身の山谷詩研究の成果に加え、萬里『帳中香』から十中八九、月舟祕藏本から餘す所なく筆寫して、自身の山谷詩抄を成したという。

このように幸運にも、山谷詩漢文抄は抄出關係が明確なものが揃って現存する一方、前掲の五山版にも禪僧の説の書入れがある。

阿部隆一氏は、大東急記念文庫藏本『黃山谷詩集注』（以下、大東急本と稱す）書入れには、『帳中香』抄者、萬里とその先人、惟肖得巖・瑞溪周鳳（ともに後述）の説があり、さらに一部の補紙に『米澤

抄』抄者、彭叔の自筆と思われる書入れがあることを述べている。^③

川瀬一馬氏は、五山版の研究で、山谷詩五山版の各所藏先及び現存する冊数、印記、書入れ等について紹介している。^④ その中で、書入れが多いものとして、『山谷黃先生大全詩註』の穂久邇文庫藏本、『山谷詩集注』の大東急本、東洋文庫藏本十一冊本^⑤を挙げている。

柳田征司氏は、漢籍における假名交じりの書入れに着目し、書入れ假名抄と命名した。さらにその性格は、オリジナルの書入れ（後に獨立した假名抄に成長するものを含む）、また、既に成立した假名抄から抜き書したものの二種類に大別すべきであるとし、大東急本書入れを後者に分類している。阿部氏のご指摘と併せて鑑みると、大東急本書入れは、彭叔に關するものを除くと、『帳中香』成立とほぼ同時期であったか、それ以降である。

しかし、山谷詩五山版の書入れについて、前掲以外の研究は、今の所なされていないようである。

目下の所、筆者が確認した山谷詩五山版は、市立米澤圖書館藏本、東洋文庫藏本、西尾市岩瀬文庫藏本（以下、岩瀬本と稱す）、大東急本である。書入れ年代が異なるこれらの内、書入れにおける（一）禪僧の號や字を冠する説が一定数あり、なおかつ（二）説者が『帳中香』抄者、萬里よりも上の世代に限られる唯一のものとして、本稿では、岩瀬本をとりあげる。市立米澤圖書館藏本と東洋文庫藏本は、條件（一）を満たさず、大東急本は、條件（二）を満たさない。

筆者は、岩瀬本書入れと現存する山谷詩漢文抄との間に、直接の抄出關係があつたと想定するわけではない。しかし、土井洋一氏が、書入れ假名抄を、假名抄成立解明のための考察の対象として見逃せないと述べていたのを、岩瀬本と山谷詩漢文抄とで應用したらどうか。^⑥ 岩

瀬本書入れを参照することで、山谷詩漢文抄成立以前の禪僧の説を適切に把握でき、さらに漢文抄と照合することで、それらがいかに漢文抄に取り入れられたかを検証することが可能となろう。

一、岩瀬本の概要

岩瀬本は、本編二十卷目録一卷の計十一冊が現存し、各冊冒頭に「攝州松雲峰天滿寒山寺」、各冊末尾に「英岳」・「禪雄」（ともに未詳）の印記を有す。印記の「攝州松雲峰天滿寒山寺」は、大阪府箕面市にある、臨濟宗妙心寺派、松雲峰寒山寺を指している。^⑦

また、岩瀬本二冊目に相當する卷一・二、十一冊目に相當する卷十九・二十に限つては、五山版の形態を模した寫本であり、川瀬氏がこれら補寫部分を全て「室町時代補寫」とする一方、西尾市岩瀬文庫ホームページの古典籍書誌データベース（試運轉）^⑧は、二冊目を室町頃、十一冊目を近世初期頃の補寫であるとしている。

さらに、岩瀬本卷一〜六の行間・上欄・下欄には書入れがあり、同データベースは、室町期のものとして推測している。また、筆者の見立てでは、岩瀬本の補寫部分の卷一・二と五山版そのものである卷三〜六における書入れは同筆であるため、第二冊の補寫の後に、卷一〜六に書入れが行われたと推測する。

他に、數にばらつきはあるが、本編二十卷の詩全篇に訓點が附されており、書入れよりも細字のものと、書入れと同筆であろうもののが混在している。山谷の詩句にある一字に對し、細字は右訓、書入れと同筆であろう訓點は左訓となつている箇所があるが、その逆は確認できない。すなわち、細字を避けて、書入れと同筆であろう訓點が加えられたようである（後掲の岩瀬本書影参照）。しかし、書入れには岩瀬

本の訓點（左右ともに）に對する見解がなく、また、岩瀨本の訓點が全篇にありながら、書入れがある巻数は卷一〜六に限られるため、訓點の具體的な書入れ時期の特定は控えたい。

岩瀨本卷一〜六の書入れのうち、卷四を除き、禪僧の號や字を冠する説が、計七十一條ある。以下、生年の早い禪僧から列挙する。

「樵雪」・「樵」・「雙桂」は計四條あり、惟肖得巖（二三六〇〜四三七）である。「樵雪」「樵」はその別號（あるいは蕉雪）であり、「雙桂」は、晩年に隱棲した南禪寺少林院雙桂軒にちなむ。

「心田」は三條あり、心田清播（一三七五〜一四四七）である。心田は前掲の瑞溪とも交流があり、瑞溪の日記『臥雲日件録』の抜粹である『臥雲日件録拔尤』にもその名前が數々確認できる。

岩瀨本書入れにおいて最も多い、計六十一條の「刻」は、瑞溪周鳳（二三九一〜一四七三）の別號、刻楮子のことである。瑞溪は等持寺・相國寺を歴住し、相國寺崇壽院・鹿苑院の塔主等を経た。

「希」は一條あり、希世靈彦（一四〇三〜一四八八）を指す。

「雪蕉」は二條あり、蘭坡景菫（一四一九〜一五〇一）の別號である。

右の五禪僧は、いずれも現存する最古の山谷詩漢文抄『帳中香』抄者、萬里よりも年代の早い禪僧であり、惟肖を頂點とした師承關係があった。すなわち、岩瀨本書入れにある禪僧の説は、山谷詩漢文抄が成立する以前の惟肖を中心とする集團の説の蒐集、あるいはそれ（ら）の拔書であろう。換言すれば、岩瀨本書入れは、現存する山谷詩漢文抄が成立する以前の、準抄物（柳田氏がいうところの、書入れ假名抄）として位置づけられはしないだろうか。

さらに、筆者が岩瀨本を準抄物と看做す根據には、他に三つある。

第一に、岩瀨本卷二の山谷詩「謝送礮壑源揀牙」（礮せし壑源の揀

牙を送らるるを謝す）にある、「愚按」と冠する説の存在である。岩瀨本（七葉表）は、同詩の第五聯「中人傳賜夜未央、雨露恩光照宮燭」（中人 賜を傳へ 夜未央 央きず、雨露の恩光 宮燭を照らす）に對し、「愚按、蓋夜未央間賜茶、則必可點宮燭。」（愚 按ずるに、蓋し夜の未央央きざる間に茶を賜はれば、則ち必ず宮燭を點すべし。）としている。一人稱「愚」を用いて「愚按」と冠する同説は、岩瀨本の書入れ手、あるいは岩瀨本が抄出した祖本の抄者の特定に繋がる可能性がある。そして同説は、『帳中香』では「先輩」と冠して言及されているため、岩瀨本の「愚」は、『帳中香』抄者、萬里の「先輩」、すなわち萬里よりも年代の早い禪僧であろう。

第二に、岩瀨本卷一「平陰張澄居士隱處三詩」（平陰 張澄居士の隱處 三詩）にある、「口義」からとする説一條の存在である。『幻雲抄』抄者である月舟は、山谷詩半漢文半假名抄である『黃氏口義』も編んでいる。岩瀨本（二三葉裏）にある「口義」が『黃氏口義』であれば、岩瀨本書入れを漢文抄成立以前の準抄物とする筆者の假説が成り立たないことになるが、同説は『黃氏口義』にはみえない。

山谷の該詩は三首の連作であり、副題「仁亭」「復庵」「亨泉」は、該詩を送られた張澄の隱處の名であろう。岩瀨本の第一首目の副題「仁亭」以下には、副題の順序について『易』の卦をもとに議論する、「口義」からとする説があり、「口義、或者曰、依復卦語、復菴亭泉仁亭、如此可編。今先仁亭誤矣。」（口義、或者曰はく、復卦の語に依りて、復菴・亨泉・仁亭は、此の如く編ずべし。今 仁亭を先んずるは誤れり。）としている。傍線部は、『帳中香』（七十葉表）及び『幻雲抄』（四七葉表）との一致箇所である。岩瀨本が「口義、或者」と冠するのに對し、『帳中香』は「或曰」と冠し、『幻雲抄』は「雙桂曰」と冠する

點を除けば、この三書の文字は一致している。三書を總合すれば、同説は雙桂こと惟肖の講義におけるものであると推測できるため、岩瀨本の「口義」は『黃氏口義』ではなく、講義を意味する一般名詞、あるいは惟肖に關わる抄物の書名であろう。

第三に、岩瀨本卷一「次韻吳宣義三徑懷友」（吳宣義の三徑に友を懷ふに次韻す）にある、「抄云」と冠する説の存在である。岩瀨本（三三葉表）は、同詩の第七十句「起看冥飛鴻、乃見天宇空。甚念故人寒、誰省機與綜」（起ちて看る 冥飛の鴻、乃ち見る 天宇の空なることを。甚しく念ふ 故人の寒からんことを、誰か省せん 機と綜とを）の解釋を、上欄に「抄云、秋風起而天宇空豁、見冥飛之鴻、因念故人也。」（抄に云はく、秋風起ちて天宇 空豁、冥飛の鴻を見て、因りて故人を念ふなり。）としている。この「抄」が、抄物、あるいは禪僧の説であるかは判然としないが、同記述が『帳中香』にはないため、岩瀨本のいう「抄」は、『帳中香』ではない。¹⁸⁾

やはり、岩瀨本書入れは、『帳中香』以前の古い説のみを残す、準抄物である。

二、岩瀨本書入れにおける禪僧説

さて、岩瀨本の禪僧の名を冠した書入れは、漢文抄にどれだけ取り入れられているのだろうか。岩瀨本書入れが『帳中香』及び『幻雲抄』とどれだけ重複しているのかを調査した。ちなみに『米澤抄』は、前二者からの抄出を多く含むため、調査対象外とした。

岩瀨本書入れとの一致率が最も高いのは、二番目に古い月舟『幻雲抄』であり、その一致具合を大別すると、①一致するものがないものが十條、②説が似通うか、部分的に一致し、さらに説者も一致するも

のが七條、③説が似通う、あるいは部分的に一致するが、『幻雲抄』では説者が明記されない、あるいは説者が「或云」とされているものが四條、④説も説者も一致するものが五十條ある。

一方、岩瀨本書入れと『帳中香』の一致率は低い。分類が困難であるため、各條数は示さないが、①②が大半を占めており、③では、特に岩瀨本において瑞溪の號を冠する説と類似した説が、『帳中香』では瑞溪の號を冠しない傾向があり、その説は卷一と卷六に集中している。一方、説も説者も一致する④は、三條と少ない。

岩瀨本書入れを漢文抄と比較した結果、説と説者の兩方が一致するのは、『帳中香』は三條、『幻雲抄』は五十條であった。

なぜ、岩瀨本書入れにある説の多くが、より成立の早い萬里『帳中香』よりも、月舟『幻雲抄』と一致するのであろうか。次節で、具體的な書入れと漢文抄との比較を行いながら考えたい。

三、岩瀨本書入れにおける禪僧説の検討

— 漢文抄との比較

本節では、岩瀨本書入れの説の内容を分類し、特に着目すべき、句法に關する説、任淵注に對する疑義の計二條をとりあげて、漢文抄にある説と比較し、いかに展開したかを論じる。『山谷詩集注』の詩・注は岩瀨本を用い、抄物翻刻の句讀點は私に附した。

岩瀨本にある、禪僧の號や字を冠する七十一條の説の内容を大別すると、①山谷詩の類似用例と私見を述べるものが一條、②山谷の詩題を誤りと指摘するものが一條、③山谷の句法について述べるものが一條、④説そのものを挙げずに直前の説に對して「雙桂同此義」「樵雪云此解似穿鑿」と述べるに留まるものが計二條、⑤山谷詩及び任淵注

にある語の説明が計十二條、⑥詩句の解釋が計五十四條ある。ただし、⑤と⑥の境界は、やや曖昧である。ほとんどの説は、中國での注釋と同じく、語の説明や詩句の解釋であるが、それ以外にも①④に擧げられたような獨自の説もある。

三十一、句法に關する説

本項では、岩瀨本卷二「和答外舅孫莘老」（外舅孫莘老に和して答ふ）詩第一聯「西風挽不來、殘暑推不去」（西風 挽けども來たらず、殘暑 推せども去らず。）に對する書入れをとりあげる。

山谷詩第一聯の「挽不來・推不去」の類似用例として、任淵は、『晉書』良吏傳から鄧攸傳をとりあげ、「晉書鄧攸傳、吳人歌曰、統如打五鼓、鷄鳴天欲曙。鄧侯挽不留、謝令推不去。」（『晉書』鄧攸傳にいふ、「吳人歌ひて曰はく、『統如として五鼓を打ち、鷄 鳴き 天 曙けん」と欲す。鄧侯 挽きても留まらず、謝令 推せども去らず。』と。）としている。

一方、岩瀨本は、題の右行間に書入れがあり（例A）、その内容は、任淵注とは關係なく、山谷詩の句法を論じたものである。以下、誤寫とおぼしき字は、正しい字を（ ）内に傍記した。

岩瀨本例A

西風一刻云、凡五言詩上二字下三字、七言詩上四字下三字。引他事而着語、謂之江西句法也。五言如此句、七言者第一卷云、從師學道魚千里、蓋代成功黍一炊之類是也。（十葉表）

西風一刻云はく、凡そ五言詩は上二字下三字なり。七言詩は上四字下三字なり。他事を引きて着語す、之を江西の句法と謂ふなり。五言 此の句の如し、七言は第一卷に云ふ、「師に従ひて道を學び 魚 千里、世を蓋い功を成す 黍 一炊」の類、是れなり。

瑞溪は、全て五言詩は上二字と下三字で、七言詩は上四字と下三字で構成し、別の故事を引用して「着語」する句法を「江西句法」——山谷を始祖とする江西詩派の句法であるとしている。「着語」（著語）。「着」と「著」は同用）とは、禪宗の公案・古則・喝頌等に對して自分の見解を加えて下す短評の語である。續いて「江西句法」に適った例として、『山谷詩集注』卷一にある二首の連作詩、「王稚川既得都下、有所未歸、豫戲作林夫人欸乃歌二章與之、竹枝歌本出三巴、其流在湖湘耳、欸乃湖南歌也」其二の第一聯「從師學道魚千里、蓋代成功黍一炊」を擧げている。

五言詩や七言詩の構成を上下の字數で區分するのは、一般的な方法論ではあるが、強いて説の根據を擧げるとすれば、山谷と同時代の范溫による詩話、『潛溪詩眼』（以下、『詩眼』と稱す）がある。『詩眼』は當時の本邦の書目に記載が無いため、禪僧が閱覽できたか否かは未詳であるが、彼らの讀書圈にあつた詩話、宋・胡仔『苕溪漁隱叢話』前集卷四一や宋・魏慶之『詩人玉屑』卷三等を介せば、『詩眼』の書名を伴つた同記述があるため、『詩眼』の内容として知ることが可能であつた。また、當時通行した、元・馬端臨『文獻通考』卷二四九は、『詩眼』の著者、范溫について、「晁氏曰、范溫元實撰。溫祖禹之子。學詩於黃庭堅。」と説明している。禪僧が、この記述を踏まえて『詩眼』の内容を「江西句法」と看做した可能性がある。次の『詩眼』は『苕溪漁隱叢話』から引用した。

詩眼云、句法之學、自是一家工夫。昔嘗問山谷、耕田欲雨刈欲晴、去得順風來者怨。山谷云、不如千巖無人萬壑靜、十步回頭五步坐。此專論句法、不論義理。蓋七言詩四字三字作兩節也。此句法出黃庭經、自上有黃庭下關元已下多此體。張平子四愁詩句句如此、雄

健穩愜。至五言詩亦有三字二字作兩節者。老杜云、不知西閣意、肯別定留人。肯別邪、定留人邪。山谷尤愛其深遠閑雅、蓋與上七言同。

『詩眼』に云ふ、「句法の學、自らはれ一家の工夫なり。昔嘗て山谷に『田を耕すに雨ふらんと欲し、刈るに晴れんと欲す。去るに順風を得れば來たる者は怨む。』を問ふ。山谷云ふ、『千巖人無く萬壑靜かなり、十歩にして頭を回らし五歩にして坐す。』に如かず。」と。此れ専ら句法を論じ、義理を論ぜず。蓋し七言詩は四字三字もて兩節と作すなり。此の句法「黃庭經」に出で、『上に黃庭有り 下に關元あり』より已下、此の體を多くす。張平子「四愁詩」は句句此の如くにして、雄健穩愜なり。五言詩に至るも亦た三字二字もて兩節と作す者有り。老杜云ふ、『西閣の意を知らず、肯へて別るるか定めて人を留むるか』と。肯へて別るるか、定めて人を留むるか。山谷尤も其の深遠閑雅なるを愛す。蓋し上の七言と同じ。」と。

山谷は、蘇軾「泗州僧伽塔」詩の第七・八句が、杜甫「憶昔行」詩の第五・六句には敵わないと評價している。これについて范溫は、この評價基準は句法であつて内容ではないと前置し、七言詩は四字と三字で二つの節として區分すべきであると述べ、その條件に適用する七言句の例として、「黃庭經」(黃庭内景經)、張衡「四愁詩」(四愁詞)、また五言句の例として、杜甫「不離西閣二首」を擧げている。なお、『詩眼』が評價したこれらの句は、いずれも句中對である。例えば、『黃庭經』は、「上有黃庭」と「下關元」が該當する。なおかつ、『詩眼』末尾では、杜甫の句「不知西閣意、肯別定留人」をとりあげ、さらに「肯別定留人」を上二字、下三字に區分して、「肯別邪、定留人

邪」と強調して述べていることから、『詩眼』の同記述が、句中對に着目していたことが推測できる。

このように、『詩眼』が、概して七言詩と五言詩における節の切れ目が畫然とした句中對を評價したのは、同詩話が冒頭に擧げた、蘇軾詩と杜甫詩の評価とも通じていよう。また、「和答外舅孫莘老」第一聯に對し、禪僧が句内の切れ目に關する説を附した理由も、『詩眼』の延長線上にあると考えられる。しかし、岩瀨本では、注者は説明しなくても傳わると判断したのか、簡略な説明に留めている。

一方、『帳中香』は、岩瀨本と同じく、山谷の該詩の句の區切れを江西の句法だとしつつも、説明の詳細が異なっている。『帳中香』は、山谷の詩句「西風挽不來、殘暑推不去」が、「江西詩祖之句法」に適用のは、「西風」「殘暑」という「警策」の語に、史傳由來の語である「挽不來」「推不去」を續けるためであると詳説している。

凡五言上二字三字下二字三字、七言亦上四字三字下四字三字。取史傳之熟語以續警策之語。是謂江西詩祖之句法。西風殘暑、皆警策、而挽不來推不去、皆是史中之熟語。(二七葉表)

凡そ五言は上は二字三字、下は二字三字、七言も亦上は四字三字、下は四字三字なり。史傳の熟語を取りて以て警策の語に續く。是れ江西詩祖の句法と謂ふなり。「西風」「殘暑」、皆警策にして、「挽不來」「推不去」、皆是れ史中の熟語なり。

右の「警策」という語は、二つの意に大別される。一つは、文中の効果的な言葉という意の文學評論の語であり、早くも晉・陸機「文賦」に用例がある。もう一つは、警告・訓告の意の禪語である。田島柏堂氏によると、同語は一般的な語彙を禪語に轉用したものであり、禪語としては早くも唐・圭峰宗密(七八〇〜八四二)「禪源諸詮集都

序』に「一時警策群迷」の用例があるという。

『帳中香』は、「警策」と史傳由來の語の組み合わせを「江西詩祖之句法」としているため、江西詩派の詩論における「警策」の位置づけを調査したが、その関連は明らかにならなかつた（前掲の「着語」についても同様である）。また、本邦の禪林においても、「警策」は、いずれの意味でも用いられる語である。

さらに、『帳中香』が山谷の該詩の句を「史傳之熟語」「警策之語」と区分するのも、「江西詩祖之句法」、すなわち山谷詩を學んだ范温による『詩眼』の内容から派生した解釋の一つであろう。

そして、岩瀬本例Aと『帳中香』が同じ山谷詩の句に對して、同様に「江西句法」に關する説明を附しているのは偶然ではなからう。すなわち、『帳中香』の説は、岩瀬本書入れにある説をもとに發展させたものである可能性がある。

なお、岩瀬本例Aに近い説が、『幻雲抄』（二五葉表）にある。兩書の異同は、岩瀬本例A傍線部では、「七言者第一卷云」とあるのを、『幻雲抄』では「云」字を省いていること、また、岩瀬本が「蓋代」とあるのを、『幻雲抄』が「蓋世」としていることのみである。

そして、『米澤抄』（三三裏三四表）では、抄者の彭叔は、『幻雲抄』と『帳中香』にある江西詩派の句法の内容を見比べたうえで、その句法をより詳述した『帳中香』のみを抄出している。

他にも、岩瀬本と照合すると、『幻雲抄』とは數字程度の輕微な違いしかない簡略な説が、『帳中香』では、より詳しく述べられている例が散見される。どうやら『帳中香』では、岩瀬本にも確認できる説を踏まえて、積極的に説を展開していた可能性がある。

三二二、任淵注訓の否定

本項では、岩瀬本卷二「寄裴仲謨」（裴仲謨に寄す）詩第十三・十四句「念公篤行李、野飯中道宿」に對する書入れをとりあげる。

詩題にある裴綸（字は仲謨）は、山谷と共に治平四年（一〇六七）に科擧に及第している。任淵「目錄」は、同詩の制作年の山谷の居所や政治状況、人事について、「春夏、山谷在德平。按實錄、是歲三月、哲廟即位。四月丁丑、以祕書省校書郎召、到京師時當在六七月間。」としている。哲宗の父・神宗は、王安石ら新法黨派を取り立て、蘇軾ら舊法黨派を冷遇した。舊法黨派の山谷も、神宗時代には難職である知吉州太和縣、監德州德平鎮を経た。山谷らには不遇の時代ではあつたが、神宗が薨ずるや一變、その跡目を繼いだ哲宗が舊法黨派の面々を取り立てたのが、同詩の制作年とされる元豐八年（一〇八五）である。同詩第十二句に「春事勤草木」とあるように、季節が春であるとすれば、山谷は同詩の制作時に德平鎮にいた。また、同詩の最終二聯「作書寄後乘、爲我遣臣僕。起居太夫人、併問相與睦」（書を作りて後乘に寄せ、我が爲に臣僕を遣はし、太夫人に起居し、併せて相と睦とに問はん）は、山谷が、都にいる母へのご機嫌伺いや息子の相と娘の睦へのあいさつを裴綸に頼んでいるため、裴綸が都に向かうことになつていたのである。

本稿で注目したいのは、山谷の該詩全二十二句のうち、第十三句「念公篤行李」にある、「篤行李」の解釋である。「篤」と「行李」のそれぞれについて、任淵注と禪僧の解釋が異なつていたことが、岩瀬本書入れや、山谷詩漢文抄からうかがえる。

紙幅の都合上、該詩の切れ目の良い第十六句までを挙げ、（）内の書き下し文と譯は、禪僧の説を基にした。また、山谷の詩句と譯の

うち、岩瀨本書入れと關わる箇所には、傍線を附している。

交游二十年 交游二十年

義等親骨肉 義 親骨肉に等し

風雨漂我巢 風雨 我が巢を漂はせ

公亦未有屋 公も亦 未だ屋有らず

寄聲來問安 寄聲 來たりて安んずるかを問ひ

足音 空谷に到る

我家輦轂下 我が家 輦轂の下

薪桂炊白玉 桂を薪して 白玉を炊ぐ

在官與影俱 官に在りて 影と俱にし

衣綻髮曲局 衣 綻び 髮 曲局す

天機行日月 天機 日月を行らし

春事勤草木 春事 草木に勤む

念公篤行李 念ふ 公の行李を篤くして

野飯中道宿 野飯して 中道に宿するを

(野飯して 中道に宿せんことを)

驚沙卷旂旗 驚沙 旂旗を卷ぎ

烏尾城角讓 烏尾 城角に讓つ

(譯) 君との交游は二十年、その誼は家族同然。風雨が僕の住處を漂わせたころ、君も未だに住居がなかった。君の使いがやってきて元氣かと問うてくれて、人氣のない谷で足音を聞くようにうれしい。僕の家は天子さまのお膝もと、高價な薪を焚いて 高價な米を炊く。家族と隔たったこの地の役所に在れば 自分の影と二人ぐらし、僕の衣はほつれ 髪は縮れまがる。天の機關は 日月をめぐらし、春の現象

西尾市岩瀨文庫藏五山版『山谷詩集注』書入れについて

は 草木にはたらきかける。懸念するのは、君が旅程に遅れて(心に
とどめておくれ君よ 旅路では氣をつけて)、野外で飲食し、道半ばで野
宿することだ(野外で晝飯を濟ませたら 道半ばでも泊まつておくれ)。河
北からの旅路では、風で吹きあがる砂が旗を巻き、烏の尾が城の上に
動くような不安な状況もあるだろうから。

(岩瀨本書影)



念^フ公^ノ篤^ク行李^ヲ野飯^ニ中道^ニ宿^ス
上京也 アツクスルコトヲ 言賑與食也 スルコトヲ
タツウシテ

驚沙^ク卷^ク旂旗^ヲ烏尾^ノ城角^ニ讓^ツ
北地之風景 烏啼則尾動

書影にある「篤」の訓に着目されたい。「篤」字の右には細字で「アツクスルコトヲ」、また左にはやや太字で「アツウシテ」「タシナンテ」とあるが、大別すると、「アツクスル」と「タシナム」(「困」字と同意として訓じたか。書き下し文のルビもこれに従った。「篤」||「困」の根據については、後述)の二種の訓が附されている。さらに、右の第十三句に對する任淵注「説文云、篤、馬行頓遲」の「篤」字右に「此註非也」として、任淵注に否定的な書入れがある。

岩瀨本上欄にもまた、「アツクスル」の訓を採った書入れがある。
岩瀨本例 B

或云、念公篤^一公ノ教訓也。相搆テ往來ヲ篤セヨ。日暮レハ、有賊難、

只晝飯過ハ、雖中道可宿ソ。遠國汴京マテノ、行李ナレハ、能養生セヨソ。雙桂同此義。(二葉裏)

ある人の説では、山谷詩第十三句「念公篤」以下は、公の戒めである。よく備えて旅路では氣を付けるよう。日が暮れば賊に出くわす災難がある、晝飯を終えたら、道半ばでも宿泊するのがよからう。遠國の都、汴京までの長い旅行であるから、よく養生せよ。惟肖の説もこの解釋と同じである、としている。なお、山谷が該詩の制作時に徳平鎮にいたのであれば、岩瀨本が示すように、「教訓」の對象である「公」は、「遠國汴京マテノ行李」をする裴綸である。

では、任淵が、山谷詩第十三句「念公篤行李」の「篤」字注として、『説文解字』を引用したことに對し、岩瀨本は、何故否定的なのであろうか。さらに漢文抄は、第十三句にある「篤」に續く、「行李」に關する任淵注にも、否定的である(後述)。

行論の都合上、岩瀨本書入れのうち、先に該詩第十五・十六句「驚沙卷旂、烏尾城角護」に對して言及した説が、いかに漢文抄にある説に展開していったかについてを確認してゆきたい。

任淵注は、山谷詩第十五句に對して、『文選』にある王褒(字は子淵)「四子講德論」と左思「魏都賦」を、第十六句に對して、『後漢書』卷八の靈帝本紀李賢注、『儀禮』卷十四「土虞禮」、また、杜甫「日暮」詩を類似用例としてとりあげるのみであり、任淵注は原則として、類似用例を示すことに終始する傾向がある。

一方、前掲の岩瀨本例Bは、「有賊難」と具體的に解釋していた(後述するように、これは第十三・十四句の解釋に見えるが、実際には第十五・十六句の解釋である)。さらに、漢文抄には岩瀨本書入れにない説があり、具體的な解釋を示している。まずは、『帳中香』からとりあげる。

上句謂、河北多風沙。留王郎詩云、河外吹沙塵。下句、出河北、漸赴汴京之途中也。宜篤行李加盤飡之時也。(四葉裏)

上の句 謂へらく、河北は風沙多し。「留王郎」詩に云ふ、「河外沙塵 吹く」と。下の句、河北を出で、漸く汴京に赴くの途中なり。宜しく行李を篤して盤飡を加ふるべきの時なり。

右は、山谷詩第十五句「驚沙卷旂」が、山谷の住む河北路德州(安德縣)徳平鎮を指す根據として、『山谷詩集注』卷二「留王郎」詩から、河北が沙塵の吹き荒れる地であるという旨の句を引用している。第十六句は、山谷と再會した徳平鎮を出て汴京に赴く、旅路の途中であり、それが第十三・十四句のいうところの、氣をつけてしっかりと食事をとるのがよい状況であることを述べて、第十三句「念公」以下四句を、岩瀨本例Bのいう「教訓」として捉えている。

次の『幻雲抄』では、岩瀨本書入れに名のある禪僧よりも時代の下の、桂林徳昌(一四二八?)、別號は薜菴)が、岩瀨本例Bと類似した惟肖の説を提示している。岩瀨本例Bと『幻雲抄』を照合すると、桂林が、岩瀨本の惟肖注が「教訓」の對象としていた第十三・十四句のみならず、第十五・十六句までも包含すると解していたこと、さらに、第十三・十四句の解釋のように見受けられる岩瀨本の傍線部「有賊難」が、第十五・十六句「驚沙卷旂、烏尾城角護」の解釋に相當することが見てとれる。

薜云、雙桂義、念公以下四句教訓也。驚沙烏尾句謂盜賊、言有盜賊、則未暮時、可宿途中。(四葉表)

薜云ふ、雙桂の義、「念公」以下四句は教訓なり。「驚沙」「烏尾」の句は盜賊を謂ひ、言ふところは盜賊有れば、則ち未だ暮れざる時、途中に宿すべし。

『幻雲抄』は、説者の禪僧の数が多くことも手傳つて、『帳中香』よりも多彩な視點からの説がある。『帳中香』と重複しない『幻雲抄』の主たる説は以下であり、山谷詩第十六・十五句のそれぞれの示す、一日の中での時間帶について解釋するものである。

蕭云、或云、烏啼朝暮用之。驚沙句言朝、烏尾句言暮。此義不可也。烏啼多取于曉也。驚沙句言暮、烏尾句言朝也。(三葉表)

蕭云ふ、或ひと云ふ、烏啼くは、朝暮に之を用ふ。「驚沙」の句は朝を言ひ、「烏尾」の句は暮を言ふ。此の義可ならざるなり。烏啼くは多く曉に取るなり。「驚沙」の句暮を言ひ、「烏尾」の句朝を言ふなり。

蕭こと正宗龍統(一四二八〜一四九八、別號は蕭菴)は、ある人の説を提示し、山谷は烏が啼くのを朝・暮の各句に用いており、「驚沙」句は朝をいい、「烏尾」句は暮をいつている、とする。續いて正宗はこの説を否定し、烏が啼く表現は、多く曉の意として取るものだ。「驚沙」の句は、暮のことを言つており、「烏尾」の句は、朝のことを言つてゐるのだ、と私見を述べてゐる。このように正宗は、自身の反對する説もとりあげ、後世に檢討の餘地も残してゐる。

さらに、彭叔は、正宗の説を踏まえて『米澤抄』(四葉裏)で私見を述べており、「瓢謂、驚沙云々、旅亭ニ、晚景ニトマル時分ヲ云ソ。烏尾云々、明日早々ニ、烏ノ羽ヅクロイニテ、欲啼時分ニ、旅行ソ。」としてゐる。

前掲の『幻雲抄』から『米澤抄』の例を通覽すると、抄物は、先人の説の層の間に、抄者が、自身の代になつて自説を差し込むようにして成立してきたものであることが確認できる。

本題に戻つて山谷詩第十三・十四句「念公篤行李、野飯中道宿」に

西尾市岩瀬文庫藏五山版『山谷詩集注』書入れについて

對する任淵注を確認した後、漢文抄の説とその根據を述べたい。

説文云、篤、馬行頓遲。

左傳曰、亦不使一个行李告于寡君。注曰、行李、行人也。○又云、行李之往來、供其匱乏。

『説文』に云ふ、「篤は、馬行の頓遲なり」と。

『左傳』に曰はく、「亦 一个の行李をして寡君に告げしめずして」と。注に曰はく、「行李は、行人なり」と。○又云ふ、「行李の往來、其の匱乏に供せしめば」と。

任淵は、山谷詩第十三句「念公篤行李」の「篤」の字注として『説文解字』卷十上を引用し、馬がなかなか進まない様子であると解してゐる。また、山谷詩同句「行李」の類似用例として『春秋左氏傳』と杜預注を引用し、「行李」の意を「行人」(旅行者)としてゐる。『左傳』前半「亦不」より「行人也」までは、同書襄公八年、「又云」以下は、同書僖公三十年にある。任淵は、山谷詩第十三句「念公」と第十四句に注を附していないが、任淵注を總合した兩句の解釋は、懸念するのは君が旅程に遅れて(第十三句の下三字「篤行李」に對する任淵注を踏まえ、上二字「念公」を「懸念するのは君が」と譯した)、野外で飲食し、道なかばで野宿することだ、となる。

次に、任淵注を岩瀬本例Bと比較してみよう。山谷詩第十三句「念公篤行李」の「篤」を任淵が、馬がなかなか進まない様子と注するのに對し、岩瀬本例Bでは「相構テ(往來ヲ)篤セヨ」、「能養生セヨソ」としてゐる。さらに、任淵が「行李」を行人だと注した一方、岩瀬本例Bでは、「遠國汴京マテノ」行李」とし、旅路の意味として解釋してゐる。また、任淵が注を附さなかつた第十四句「野飯中道宿」も、「日暮レハ、(有賊難)、只晝飯過ハ、雖中道可宿ソ」、つまりは道

中は暗くならぬうちに宿泊するようにと解釋していた。

漢文抄でも岩瀬本例Bと同じく、任淵注が『説文解字』と『春秋左氏傳』を引用することに否定的であり、『説文解字』引用に對しては「任淵注、引説文誤」（『帳中香』四葉表、「念公篤字注非也」（『幻雲抄』三葉裏）とし、『春秋左氏傳』引用に對しては「此句行李不用左氏之義、但裴旅行而已」（『帳中香』四葉裏）としている。

續いて、禪僧らが『説文解字』を引用する任淵注を否定した、具體的な根拠を挙げたい。それは、山谷の他の別集『山谷外集詩注』にある用例とその注である。

『山谷詩集注』は、洪炎が編纂した『山谷内集（豫章先生文集）』に任淵が注を附したものであり、『山谷外集詩注』は、『山谷内集』になり、い作品を李彤が編纂した『山谷外集』に史容が注を附したものである。なお、『山谷外集』は、『山谷内集』の補遺ではあるが、『山谷外集』の方が、山谷の若年時の作品を収めており、元豐元年（一〇七八）から山谷の没年である崇寧四年（一一一〇）までの作品を収めているのに對し、『山谷内集』は、嘉祐六年（一一〇五）から崇寧三年（一一一〇）までの作品を収めている。

そして、『帳中香』には、以下のようにある。

樵云、篤、敦篤也。使其慎行李、都加飡、又常談也。篤字、古詩謂、上言加飡飯之意也。（四葉表）

外集有吾以王事篤行李。注引鮑明遠詩、手迹可傳心、願爾篤行李。

任淵注引説文誤。（四葉表）

樵云ふ、篤は、敦篤なり。其の行李を慎みて、喰を加ふるを勧めしむるは、又常談なり。「篤」字、古詩に謂ふ、「上には飡飯を加へよと言ふ」の意なり。

『外集』に「吾王事を以て行李を篤くす」と有り。注に鮑明遠の詩「手迹 心を傳ふべく、願はくは爾行李を篤くせよ。」を引く。任淵注の『説文』を引くは誤れり。

惟肖は、山谷詩第十三句「篤」字を「敦」字の意でとるべきだとする。續いて、道中では氣をつけて、しっかり食事をとるように、というのは常套句であるとし、その例として漢・無名氏「飲馬長城窟行」の句、「上言加飡飯」（上には飡を加へよと言ひ／手紙の最初には食事をするように、と書いてある）を引用している。

續いて、『山谷外集詩注』から「篤行李」の用例として、山谷詩「彫陂」の句とそれに對する史容注にある六朝・鮑照（字は明遠）「代門有車馬客行」詩の句「手迹可傳心、願爾篤行李。」（手紙は心が傳わるものだから書いて寄せてほしいし、願うのは君が旅路で用心することだ）を相應しいとして引用し、山谷詩第十三句の「篤行李」を再解釋している。なお、同書からの引用が、惟肖によるものか、あるいは萬里によるのかは判然としない。

鮑照「願爾篤行李」句を山谷の該詩「寄裴仲謨」の「念公篤行李」句と比較すると、「篤行李」は兩詩に共通するのみならず、鮑照が「願爾」とするのに對して、山谷が「念公」とする共通性も見いだせることから、本邦の禪僧らが、山谷の該詩にある「念公」を、山谷が公（＝裴綸）のことが氣がかりであるという意味ではなく、公（＝裴綸）に心してほしいとする解釋、また、「篤行李」を旅路では氣をつけてとする解釋は、妥當であるといえよう。

さらに『帳中香』（四葉裏／五葉表）は、山谷の書簡文にある「行李」の用例を四條抄出している。^⑩「與東川提舉手書」から（前略）……澄清之氣、凜然光被於江山、願篤行李、以慰夷夏瞻仰。」の一

條、「與戎州新太守書」から二條、「答雍熙光禪師」から一條引用し、これらの用例について「各見山谷刀筆。」とある。『山谷刀筆』とは、既存の山谷の全集から書簡文のみを年代順に抜き出して別に発行したものであり、宋代にはすでに存在していた。本邦に伝わった時期は未詳だが、『帳中香』には、巻数を伴った同書からの引用文が散見されるため、當時の禪僧の讀書圈にあつたことが伺える。

そして、『帳中香』では以下のように結論づけている。

由是、則篤行李及不當行李之語、手書小簡等常例。而今公詩中、用此三字耳、不可訓困也。(四葉裏)

是に由れば、則ち「篤行李」及び「不當行李」の語は、手書・小簡等の常例なり。而して今 公の詩中に此の三字を用ふるのみなれば、「困」と訓ずべからざるなり。

前掲の山谷の書簡文の用例を踏まえると、「篤行李」や「不當行李」という表現は、手紙にある常套句である、そしていま、この語をそのまま詩中に用いているわけだから、「篤行李」の「篤」字を、「困」と訓讀するべきでない、としている。

さらに『帳中香』では、惟肖の説を補強する説も確認できる。

瑞岩講時亦篤訓^{アツクム}、不^レ訓^レ困^ム也。中道蓋指^下表之旅行、自^二河北德州邊^一至^レ汴京。(四葉裏)

瑞岩講せし時も亦 篤は敦^{アツク}すと訓じて、困^{タシム}むと訓ぜざるなり。中道 蓋し裴の旅行、河北の德州の邊りより汴京に至るを指す。

瑞岩龍惺(一三八四〜一四六〇)の講義では、山谷の該詩の「篤」字を「敦」と訓じて、「困」と訓じていなかった。岩瀨本にも見える「困」の訓は、禪僧らの讀書圈にある『古今韻會舉要』等が引用する『爾雅』に「篤」は「困」であると書かれていることから、任淵

注を踏まえた場合は「困^{タシナム}」と訓じていたのかもしれない。また、該詩の「中道」を明確に「旅行」だとする解釋も重要である。

このように、「帳中香」は惟肖の説を補強する方向で纏めている。

『幻雲抄』(三葉表・裏)でも、岩瀨本書入れに沿って、「篤」字、如任注、則言途中勞也。下句謂驚沙等也。雙桂續翠篤爲敢^取義也。(「篤」字、任注の如くなれば、則ち途中の勞を言ふなり。下句は驚沙等を謂ふなり。雙桂續翠 篤は敦の義と爲すなり)とし、「敦」との讀みは、惟肖のみならず、續翠こと江西龍派(二三七五〜一四四六)の説であるとしている。

その他、『幻雲抄』(三葉裏)では、「念公一行李、禪家所謂行李意也。」(念公一行李は、禪家の所謂 行李の意也)とし、「行李」に荷物を持つて行脚すること、轉じて修行の意とする、禪家の視點からの説も提示している點が、『帳中香』とは異なる。

なお、彭叔『米澤抄』のこの箇所は、『帳中香』と『幻雲抄』から引用するのみで、私見を述べていない。これは彭叔が、先人の説に對して、新たに私見を述べる餘地はないと判断したからであろう。

本節を總括すると、岩瀨本と比較したところ、『帳中香』は、岩瀨本にある説を詳述し、補強する事例をあげている。『幻雲抄』は、岩瀨本と同じ説を示しつつ、他の視點からの説を付け加えている。『米澤抄』の抄者である彭叔は、多く私見を述べはしないが、これは、先人が述べる説の詳しさの程度によって、後人が新たに加えられる説に制限が働くものであるという、抄物の資料性による。

四、小 結

本稿では、岩瀨本書入れが、現存する山谷詩漢文抄の成立以前の説のみであることに着目し、岩瀨本書入れと漢文抄を照合することで、

本邦における山谷詩解釋史の對象となる年代を漢文抄成立以前にまで廣げた。結果、山谷詩漢文抄のみでは知ることでできなかった、現存する漢文抄の特徴として、主に下記の二點を明確にした。

一つは、『帳中香』が、先人の説を積極的に展開した可能性があり、さらに補強するような傾向にある點である。また一つは、『幻雲抄』が、先人の説を忠實に残しながら、別の視點からの説を付け加えている點である。

本邦の禪僧らは、任淵注を必ずしも鵜呑みにはせず、彼らの各世代において可能である、山谷詩の解釋や漢籍からの引用を獨自に積み上げて「篤」の例のような妥當な解釋に到達することもあった。岩瀬本書入れは、現存する山谷詩漢文抄成立の直前に位置づけられ、増えてゆく抄文を版本には書入れ切れなくなつた結果、獨立した書物としての抄物が誕生したものと推測される。

現存する最古の山谷詩漢文抄『帳中香』抄者、萬里からみると、瑞溪は一世代前の禪僧である。その瑞溪の説が、岩瀬本や大東急本において最も多く、溢れんばかりに書き入れられているのは、山谷詩漢文抄の誕生する兆しの一つであると看做せはしまいか。

今後、五山版書入れまで含めた抄文を研究することにより、山谷詩解釋史の實態を解明したい。

注

(1) 芳賀幸四郎『中世禪林における學問および文學に關する研究』(日本學術振興會、一九五六年)二八八頁。

(2) 以下、禪僧の生没年は、玉村竹二『五山僧傳記集成』(思文閣出版、

二〇〇三年)を参照した。

(3) 阿部隆一「大東急記念文庫藏室町時代邦人撰述漢籍注釋書類について」『かがみ』卷四(一九六〇年、大東急記念文庫)。

(4) 川瀬一馬『五山版の研究』(日本古書籍商協會、一九七〇年)。

(5) 東洋文庫には、書入れの少ない同書の五山版十二冊本もある。

(6) 柳田征司「室町時代語資料としての抄物の研究 上册」(武藏野書院、一九九八年)二二五〜三〇頁。柳田氏には、他にも「書込み假名抄一班」(『愛媛大學教育學部紀要第II部』第九卷、一九七七年)もあり、大東急本の詳細な書誌情報を述べている。

(7) 川瀬氏が書入れが多いとする穂久邇文庫藏本も調査すべきではあるが、同文庫の藏書は公開されておらず、筆者は未見である。

(8) 土井洋一「抄物の轉寫本と版本」『學習院大學文學部研究年報』十三輯(一九六六年)。

(9) 例えば、中國詩人の別集の五山版書入れと抄物との直接の(あるいは直接に近い)關係について述べたご論考には、太田亨氏「建仁寺兩足院所藏『柳文抄』の編纂者について—國立歴史民俗博物館所藏五山版『新刊五百家註音辨唐柳先生集』書き入れ作者との關係」(『國語國文』七八卷一號、二〇〇九年)がある。

(10) 寒山寺は元は滋賀縣石山にあった。開山は、近江膳所藩主・石川忠總の招きに應じた瑞南卜兆(一五九九〜一六六九)である。寒山寺所藏『寒山開基瑞南和尚塔銘』(末尾に貞享三年(一六八六)の年記あり)と『寒山禪寺歷世行狀象贊』(同寺十一世玉谿賢賻編輯。行狀記末尾に、天保十五年(一八四四)の年記あり)所收「寒山禪寺歷世行狀」の「開山瑞南和尚」によると、瑞南は、石川氏の移封を契機に、大阪城の西北に位置する天満の地に改めて寺を建て、再び寒山寺と命名したという。『寛政重修諸家譜』(國立國會圖書館藏)第一一八・石川家の項によると、慶安三年(一六五二)十二月に忠總が没し、嫡孫・憲之が伊勢龜山に移

封されたのは、慶安四年（一六五二）のこととある。さらに、瑞南の師、愚堂東寔の年譜『大圓寶鑑國師愚堂和尚年譜』（花園大學所藏。愚堂の弟子、雪潭豊玉編輯）慶安四年六月條には、愚堂が大阪寒山寺にて瑞南の迎待を受けたとの記録があることから、寒山寺の大阪移轉は、同年のことと推定できる。岩瀬本印記は、「攝州」とあるため、同年以降のものである。なお、寒山寺のご住職によると、同寺のご藏書の一つ『再住法山瑞南和尚語錄附塔銘』には、岩瀬本と同じ印記が確認できるとのことである。

(11) 前掲注(4)川瀬氏書、四七二頁。

(12) <https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ1200/WJIS21U/2321315100>。「山谷詩集注」で検索。最終閲覧日は、令和元年九月九日。

(13) 『大日本古記録』臥雲日件録抜尤（岩波書店、一九九二年）参照。

『臥雲日件録』は現存せず、惟高妙安（一四八〇〜一五六七）が抄出した『臥雲日件録抜尤』のみが現存する。

(14) 岩瀬本巻六「見諸人唱和餘齋詩軋次韻戲詠」にある説は、「刻云、雪蕉謂……（下略）」として、瑞溪が蘭坡の説を紹介しているため、蘭坡の説として数えた。

(15) 蔭木英雄『中世禪林詩史』（笠間書院、一九九四年）三九三頁。

(16) 岩瀬本書入れは、九割方が漢文であるため、書入れ手が、講義を聞いた場で直接書き入れたものではなからう。

(17) ちなみに『幻雲抄』は岩瀬本と同じく、「愚按」と冠する一方、『米澤抄』は『帳中香』と同じく、「先輩説云」と冠している。

(18) 『幻雲抄』には、岩瀬本と文字の異動のない「抄云」と冠する抄文があるため、岩瀬本の指す「抄」は、『幻雲抄』でもない。

(19) 例えば、『帳中香』巻一（二九葉裏）には、『茗溪漁隱叢話』後集巻三一からの引用文が確認でき、また、『帳中香』巻一（四葉裏）には、『詩

人玉屑』巻二からの引用文が確認できる。

(20) 『文献通考』は、市立米澤図書館蔵本（二六葉裏）参照。

(21) 『茗溪漁隱叢話前集』（人民文學出版社、一九九三年）二八一頁。

(22) 荒井健氏は、山谷がこの蘇軾の詩句よりも杜甫の詩句を稱揚した理由を「滄浪詩話」と「潛溪詩眼」―宋代詩學おぼえがき』（『東方學報』第四四冊、一九七三年。後に『秋風鬼雨』詩に呪われた詩人たち（筑摩書房、一九八二年）に收める）一三五〜六頁において、以下のように述べている。「七言詩は四字十三字の形に分節するのが通例だが、范温（『山谷』）の詩學においては、とりわけこの分節がより完全たるべきことが強調される。千巖云々の杜甫の詩句（憶昔行）が耕田云々の蘇東坡の詩句（泗州の僧伽の塔）に勝るとみなされたのは、後者が一個のセンテンスで一句を形成するのに對し、前者は二個のセンテンスまたはフレーズで一句を形成するゆえにであろう（五言詩についても同じことがいえる）。」

(23) 陸機「文賦」には、「立片言而居要、乃一篇之警策。」（片言を立てて要に居る、乃ち一篇の警策なり。）とある。

(24) 田島柏堂「天童山十境と禪語―「拜登」・「警策」考―」（『禪研究所紀要』第一卷 愛知學院大學、一九八二年）。

(25) 萬里の別集、『梅花無盡藏』にも「警策」の用例がある。同書第一に「豊山之雲菴指鼎之警策云、槩背雨聲長、……（下略）」の章題があり、第三に「石林詩話云、蔡天啓言、……（中略）……皆集中第一也。餘謂細雨騎驢入劍門、蓋劍南集中之警策邪」の章題があり、第六の「花菴序」に「茗溪胡漁隱曰、梨花一枝春帶雨。桃花亂落如紅雨。小院沈々杏花雨。梅子黃時雨。皆古今之警策欲作一亭子」とある。同書は『續群書類從』第十二輯下（一九七九年）八〇四、八六七、一〇〇三頁参照。なお、「花菴序」傍線部「梅子黃時雨」は、現行本『茗溪漁隱叢話後集』

卷十三（人民文學出版社、一九九三年）九七頁では、七言「黃梅時節家家雨」に作り、直前の三句と字数が揃っている。一方で、同書（人民文學出版社）の校勘記によると、「梅子黃時雨」に作るもの（北京大學藏殘宋本等）もあるという。現行本と「花菴序」の異同を他にもとりあげると、前者が「苕溪漁隱」に作る一方で、後者が「苕溪胡漁隱」に作り、前者が「古今詩詞之警句也。我曾欲一亭子也」に作る一方で、後者が「古今之警策欲作一亭子」に作っている。

(26) 同じく山谷詩五山版である市立米澤圖書館藏本（二葉表）は、岩瀬本の同詩の章題にある「仲謨」の「謨」字を「謀」に作る。

(27) 任淵「目錄」に「山谷在德平、與德州太守書云、某官局勉以不瘵。幸親老在都下、善眠食、兄弟無他。」とある。

(28) 史容は他にも、山谷詩の「篤行李」に對して當該の鮑照詩を引用しており、『山谷外集詩註』一（四部叢刊續編）（一九八四年）卷六では「再次韻呈明略并寄無咎」第二一句「寄聲小掾篤行李」に對し、「鮑照詩、手迹可傳心、願爾篤行李」と注している。

(29) 山谷詩第十三句の上二字「念公」に對して、任淵は注を附しておらず、また、禪僧らが「念公」の解釋について議論した痕跡は、筆者の管見に入らなかった。しかし、同句下三字「篤行李」を、任淵注、あるいは漢文抄が『山谷外集詩注』の注をもつて提示した鮑照の詩句のいずれを踏まえるかによつて、上二字「念公」の解釋も間接的に違いが生じることを補足しておく。

(30) なお、大東急本には、説者を明記せずに「先生刀筆多用篤行李也。」と指摘する書入れがある。また、『幻雲抄』（三葉裏）では右説に「刻云」と冠し、瑞溪の説として提示している。

(31) 「與東川提舉手書」と「與戎州新太守書」は、『山谷老人刀筆』（『北京圖書館古籍珍本叢刊』第八六 書目文獻出版社、一九八八年）卷十一

に、「答雍熙光禪師」は同書卷九にある。なお、「篤行李」は、山谷以外の用例が少ない表現である。

(32) 『四庫全書總目提要 四』（商務印書館、一九三三年）三七四五〜六頁には、「宋黃庭堅撰。庭堅全集已著錄。此乃所著尺牘也。以年爲次。自初仕至館職四卷、居憂時三卷、在黔州三卷、戎州七卷、荆渚二卷、宜州一卷、皆於全集中摘出別行者。然是編向有宋槧本、非後人所爲。」とある。

(33) 現行の『爾雅』は、「篤、固也」に作る。

〔付記〕

本稿の執筆に際し、資料の各所藏先より、閲覽、飜刻及び書影掲載の許可を賜りました。特に、本稿における寒山寺の來歴に關しては、同寺ご住職、瀧瀬尙純氏からのご教示によるところが大きく、さらに、氏からは、貴重な資料のご提供がありました。ご協力くださった皆様に、深く御禮申し上げます。

本稿は、日本宋代文學學會第五回大會での口頭発表がもととなつている。また、科學研究費助成事業若手研究（課題番號：18K12284）の助成による研究成果の一部である。